

(5) その他、入札・契約の適正化の促進のための方策

その他、入札・契約の適正化の促進のために次の措置を行う。

①障害者雇用達成企業への格付け加点

障害者雇用については、建設業者の社会性の評価として、経営事項審査に反映すべき項目として国に対してその要望を行っているところであるが、当分の間、障害者雇用の促進を図る観点から、入札参加資格における業者の格付けに際して、障害者の雇用に積極的な企業に対し評点を加算するなど配慮する。

②ISOの取得促進

建設業者のISO9000シリーズの認証取得は、公共工事の品質確保に効果的であることから、その取得促進を図るため、取得業者に対する入札参加資格の格付けにおける加点、入札参加資格・業者選定基準への導入、監督・検査の効率化などについて、今後、国、他府県等の実施状況等を踏まえ、検討を行う。